

火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の概略

有効期間：令和5年1月1日～同年12月31日

適用海域：山形県沖合

適用漁業：火光を利用する一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く）

主な内容：①総トン数5トン以上の船舶を使用する操業の禁止

②明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業禁止

③使用する集魚灯の消費電力合計は10キロワット以内

